

# 大屋霊城の公園系統の思想と 戦前期大阪公園計画との関連性

八尾 修司<sup>1</sup>・山口 敬太<sup>2</sup>・川崎 雅史<sup>3</sup>

<sup>1</sup>学生会員 京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻 修士課程  
(〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1, E-mail: yao.shuuji.28x@st.kyoto-u.ac.jp)

<sup>2</sup>正会員 博士(工学) 京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻 助教  
(〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1, E-mail: yamaguchi.keita.8m@kyoto-u.ac.jp)

<sup>3</sup>正会員 工学博士 京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻 教授  
(〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1, E-mail: kawasaki.masashi.7s@kyoto-u.ac.jp)

本研究は、1928(昭和3)年決定の総合大阪都市計画における公園及び公園道路の計画策定に尽力した大屋霊城の計画思想を明らかにし、総合大阪都市計画の公園計画案と大屋の公園系統に関する考え方との関連性を探るものである。本研究の結果、大屋の計画思想のうち、既存の風致や天然の地形、および河川沿いの空地など都市に潜在的に存在する土地の公園的利用を図る点、都市の河岸地や水辺を公園道路として利用する点、そして「放射分散式公園系統」の採用という点において、総合大阪都市計画公園計画案との強い関連がみられることを明らかにした。

**キーワード:** 大屋霊城, 総合大阪都市計画, 公園系統, 公園道路

## 1. はじめに

### (1) 研究の背景と目的

大阪市は、1897(明治30)年と1925(大正14)年の二度に及ぶ市域拡張により「大大阪」形成の時代を迎えた。これにより、新市域も含めた街路・運河・下水道・公園および墓地に関する総合的な計画の策定が目指され、1928(昭和3)年5月に総合大阪都市計画が内閣の認可を得るに至った。このとき初めて、公園が都市計画決定項目として位置付けられ、面積三千坪以上の大公園33ヶ所、三千坪未満の小公園13ヶ所、公園道路12線が計画決定された。

この公園計画の策定に尽力した人物に、大屋霊城を挙げることができる。大屋霊城は1890(明治23)年に福岡で生まれ、1915(大正4)年に東京帝国大学農学科を卒業後、明治神宮造営局林苑課の嘱託を拝命した。その後、1918(大正7)年に大阪府営住吉公園の改良事務嘱託を拝命し、1919(大正8)年には大阪府公園設置調査委員会の委員、ついで大阪府技師に任命された<sup>1)</sup>。

先述の総合大阪都市計画での公園計画決定は、大屋が1920(大正9)年に拝命した都市計画大阪地方委員会技師時代の主要な業績である。ここでは、既存の風致や天然の地形、および河川沿いの空間を利用した公園配置が考えられ、また、全国で初の都市計画決定がなされた

「公園道路」は、公園どうしの連絡をはかり、都市全体の公園機能を高めるという「公園系統(Park System)」の考え方が背景にあった。これらはいずれも、大屋の計画思想に依るところが大きい。

当時定められた公園計画は、大阪における公園体系の基礎として現在の都市計画公園に継承されているものが多い。このような背景を踏まえ、本論文では大屋が当時の大阪の都市環境をどのように捉え、公園計画の策定を目指したかを、彼の計画思想とともに再評価する。特に、都市に配置された公園の連絡を図る公園系統の考え方は、みどりを市内および周囲につなげ「みどりのネットワーク」を構築するという基本方針を掲げた現代の計画<sup>2)</sup>に対して大きな示唆を与え得るものと考えられる。

大屋霊城に関する既往研究には以下のものが挙げられる。佐藤<sup>3)</sup>は大屋の公園系統の定義を示し、大屋の理想的な公園系統について説明している。清水<sup>4)</sup>は大屋の生涯における活動内容とその功績について整理している。橋爪<sup>5)</sup>は大屋の「花苑都市」の構想に着目し、郊外経営地開発の取り組みに関する紹介を行っている。また柴田<sup>6)</sup>は、大屋の主要な論考をたどり、彼の公園論およびそこに連動する都市論について言及している。

このように、大屋の公園論・都市論に関する研究、生涯の功績に関する研究は蓄積されているが、彼の「公園系統」に関する思想に焦点を当て、総合大阪都市計画の

公園計画にどのように反映されたかについては未だ明らかになっていない。

そこで本研究は、大屋霊城の多様な公園計画の考え方を明らかにした上で、総合大阪都市計画における公園および公園道路の計画の詳細を示し、大屋の公園系統に関する思想と総合大阪都市計画の公園計画との関連性を明らかにすることを目的とする。すなわち、それは大屋の公園計画思想の反映という観点から、総合大阪都市計画の公園計画案の計画思想を読み解くことでもある。

## (2) 研究の手法

本研究では、大屋霊城の計画思想を考察するために、大屋が執筆した雑誌記事、新聞記事、および著作物を取り上げた。また、総合大阪都市計画における公園計画案の詳細を示すために、『都市計画大阪地方委員会議事速記録』、大阪朝日新聞記事、雑誌『大大阪』等を用いた。

## 2. 大屋霊城の計画思想の展開

大屋は1921（大正10）年8月に欧米各国への出張を命じられ、同年11月から約1年間、欧米各国の都市計画や公園計画の視察調査を行った<sup>7)</sup>。なかでも、イギリスのレッチワースを訪問し、田園都市論の創始者エベネザ・ハワードに会ったことは、彼の計画思想を深める出来事であったとされる<sup>8)</sup>。

大屋の公園に関する言説を網羅的に精査した結果、その内容は主に(1)過群都市の弊害、(2)公園の系統、(3)都市美と風致、のカテゴリに分類が可能で、そのうち公園の系統は、a)公園用地の潜在性、b)河岸地の公園的利用、c)ネットワーク機能としての公園道路、d)日本の都市に最適な公園系統、に分けられた(表-1)。大屋は欧米視

察から帰国後、大阪の都市計画公園計画の策定に従事したと考えるが、この時期に「パークエイとブルーバール」や「河川の公園的利用」など、総合大阪都市計画公園計画の基本的理念に通じる考え方を記した記事を紙上で披露している。以下では、各カテゴリごとの大屋の公園計画思想を整理し、明らかにする。

本章ではまず、ハワードの田園都市論の影響をうけて展開された「過群都市の弊害」に関する思想を整理する。そして、欧米出張から帰国後、彼の実務の中で展開された「公園の系統」、「都市美と風致」に関する思想をまとめる。

### (1) 過群都市の弊害と小公園の設置（1922-28年）

大屋は欧米出張における海外都市の視察をふまえ、「大都市の接続町村が発展していく場合には、その境界に相当な空地を保存することにより、大都市の衛生面において多大な効果が得られつつある」と主張した。そしてこの方針を、今後都市計画の仕事にあたる人間の根本的な原理とせねばならない、としている<sup>9)</sup>。これらの主張は、「工場を田舎に分散して農村の疲弊を防止すると共に都市集注熱によって起る不自然なる過群生活から市民を救ふて健全なる身體と精神とを彼等に賦與せんとする<sup>10)</sup>」、ハワードの田園都市論に少なからず影響を受けたものである。これらをふまえ大屋は、「日本人の如く敷地一杯に建物を建てる様なことはしない<sup>11)</sup>」と、過群都市の弊害について指摘し、「都市の田園化、都市の緑化」を理想に掲げて都市問題の解決にあたった。

これに関連し大屋は、市民の健康、特に子どもの健康増進に寄与する都市施設として「小公園」を整備すべきだと主張している。その目的は、子どもが日常生活において自由気儘に遊び回れる児童遊戯場と、指導者を置いて団体遊戯と遊戯の体育的効果を教示できる指導遊戯場の

表-1 大屋霊城の年譜および本研究で引用した主な執筆記事一覧（各カテゴリについて、言及があれば○印を付与）

大屋霊城 年譜	執筆記事題目	年代	(1)	(2a)	(2b)	(2c)	(2d)	(3)
1919- 大阪府公園設置調査委員会、 大阪府技師を拝命	過度の膨張に困る都市（大阪朝日新聞）	1922	○				○	○
	パークエイとブルーバール（大阪朝日新聞）	1923		○	○	○		
1920- 都市計画大阪地方委員会技師を拝命 1921- 欧米視察調査（1922年10月まで）	進め過群より花園へ（四）（建築と社会）	1923	○					
	河川の公園的利用（上・下）（大阪朝日新聞）	1924			○			
1924 箕面公園の拡充、 甲子園花苑都市の計画を行う	小公園問題と大阪（二）（大大阪）	1927	○					
	自由空地を加味した都市改良（建築と社会）	1927		○				
1925- 大阪市史蹟名勝天然記念物調査委員会	小公園問題（第一回全国都市問題会議録）	1927	○					
	公園設定の急務（大大阪）	1927		○				
1928 総合大阪都市計画の公園計画決定に尽力 「都市に於ける児童遊場の研究」で 博士号取得	将来の児童遊園（社会事業）	1928	○					
	都市美とその開発（大阪朝日新聞）	1930						○
	都市風景の構成（建築と社会）	1930						○
	都市風景の保存と開発（大大阪）	1930						○
1933 大阪都市計画風致地区指定案を策定 1934 山田・枚岡公園等の府営公園実現を図る 急性盲腸炎により逝去（45歳）	風致地区とは 指定とその効果（上）（大阪朝日新聞）	1930						○
	第一編第四章 公園の系統（公園及運動場）	1930				○	○	
	都市と自然愛護（都市公論）	1932						○

両方を設けるためであった<sup>12)</sup><sup>13)</sup>。小公園に関しては、都市計画法による土地区画整理において地区内の総面積の3パーセント以上の土地が充てられることとなり<sup>14)</sup>、建物の密集によって発生した過剰都市に対する解決策の一助ともなっていることがいえる。

## (2) 公園の系統

### a) 都市における公園用地の潜在性 (1923-27年)

当時、一般には風光明媚な原野や貴重な宅地、山林などが公園候補地として適当だと考えられていた。これに対し大屋は、「塵埃の焼捨地や利用のない土地、河岸地や堤防敷、社寺境内、墓地など、一つとして公園に利用できないものはない。これらは注意さえ怠らねばどの都市でも容易に獲得できる土地である」と主張した<sup>15)</sup>。そのうえで、「史蹟名勝天然記念物、不用墓地、その他樹林、水辺などは、破壊せずにこれを利用する方法を講ぜられたい」とした<sup>16)</sup>。つまり、用途に困る土地や河岸地といった自然景勝地まで、都市には公園用地が潜在的に存在すると考えていたことがわかる。大屋は、これらを「永久に建物を以て蔽はずに残さるべき地面」である「自由空地」と表現し、これらを市内に保存して初めて真の都市の形態が備わり、都市の機能が発揮されると主張した<sup>17)</sup>。

### b) 河岸地の公園的利用 (1923-24年)

大屋は欧米出張の視察報告の中で、欧米諸国における河岸地や水辺の公園的利用が進んでいたことを説明しており、治水という重大な責務を妨げない範囲で利用するには「国家経済上得策」だと評価している<sup>18)</sup>。これに対し、大阪市ではわずかに中之島の上流に河岸公園の拡張を試みているにすぎないと指摘し<sup>19)</sup>、「河岸はパークウェイ・ブルバール・プロメナード等として利用するが最も適当<sup>20)</sup>」として、公園計画での採用を望んだ。

### c) ネットワーク機能としての公園道路 (1923-30年)

パークウェイもブルバールも訳すると「公園道路」となり不明確であるため、大屋はパークウェイを「帯状に延びた公園帯」、ブルバールを「並木を以て飾られた遊歩道」とした。そしてこれらを、「最も吾人の興味を惹き又日本の都市に容易に応用し得られ且利用価値多い公園」だとした<sup>21)</sup>。ブルバールに関しては、道路としての役目を果たすだけでなく、市民の心身を慰労し空気を清浄に保つ働きをするうえに、若干の費用を投じて得られるため、その利用価値が高いと指摘した<sup>22)</sup>。そして、アメリカでは郊外大公園を結びつけるためにパークウェイやブルバールを用いていると紹介しており、そのネットワーク機能の重要性について言及した。一方で、これはアメリカ諸都市のように自動車本位の町では合理的であり、日本のように電車を本位とした都市では当分

は標準とすることができない、としている<sup>23)</sup>。

### d) 日本の都市に最適な公園系統 (1930年)

当時の都市計画家や風致造園家の多くが、公園の配置連絡に重きをおいて公園系統を考えた一方で、大屋は「真の公園系統なるものは全體の公園施設が一つの有機體として働き得る状態におかれたる時初めて系統となすと見做すが適當」と主張した。当時の公園には、子どもの遊び場としての小公園、散歩道としてのプロムナードやパークウェイ、ブルバール、運動の用途に整備された運動場、休養娯楽のために設けられた森林公園など、さまざまな種類があり使用方法もそれぞれ異なった。大屋は、これらが相互に異なりながら量や質、利用においても一定の連絡を保たせ、統一感をもたらす全体が一つの有機體として機能するようにつくられて初めて、公園系統と呼ぶべきだとした<sup>24)</sup>。この考え方は、「都市の公園は都市全體の設計を理解し都市全體の公園設定に關しての一定した方針を樹てた上でなくては譬え僅か一ヶ所でも満足な設計は出来ない<sup>25)</sup>」という、都市全体のことを脳裏において公園について考えた大屋独自のものとされる<sup>26)</sup>。

また大屋は、公園の系統はその都市の道路系統や各種組織の構成によって区別できるとし、(1)放射式公園系統、(2)輪環式公園系統、(3)分散式公園系統、(4)放射分散式公園系統、(5)廻遊式公園系統の五種類を挙げた。この中で大屋がわが国の都市に最適だと考えたものは、市内には小中公園を満遍なく分布させ、郊外四方には大公園を置き、これらの大公園と都市の中心部を結ぶのに大道路(公園的道路でも可)を以てする「放射分散式公園系統」であった。しかし、実際に公園を造って大道路で結ぶには困難を伴うため、郊外に向かって走る放射大道路のそばに大公園を選定することにより、この希望を達することが出来るとしている<sup>27)</sup>。当時、大阪市では街路に關して「十大放射路線事業」が行われており、大屋は公園計画と道路計画を一体的に行えるようにするために、この思想を展開したのではないかと推察される。

「系統の無い公園設定は無意味であり無価値である<sup>28)</sup>」と著作の中で指摘するように、大屋は、公園計画を考案する中で「公園系統 (Park System)」の考え方を重んじたということがわかる。

### (3) 都市美と風致 (1930-32年)

大屋は欧米出張において、美しい街路樹と芝生が住宅街を美化し、潤い多きものになっていることに着目した。そして、街路や橋梁、建築などの人工美と、河川や運河、公園、庭園などの自然美の両者がいかに適合し、調和されるかにより、都市美の構成が決まるとした。この都市美を求めるために、市街地建築物法における美観地区・

風致地区の指定による制限や、史蹟名勝天然記念物の保存は有効であると述べているが、市民の美的情緒を涵養し向上させることこそが一層大切なことだとしている<sup>29)</sup>。

都市美の形成については、「都市の美観を希ふものは先づその街路系統に目を注がなくてはならぬ<sup>30)</sup>」と主張している。「河川や運河が都市に美観を添へると云ふのもその形状に於て既に曲線的であると云ふ事が効果をなして居る<sup>31)</sup>」という考えから、道路にある程度のカーブを備えることにより都市の美観が増すとしており、カーブを考慮した道路システムの必要性を唱えていたことがわかる。

また、道路と住宅の関係性に関してはアメリカの建築線について言及しており、建物を建築する場合には道路からセットバックさせ、該当する建物の高さとはほぼ同じ距離の空気を敷地内に保存する取組みについて紹介した<sup>32)</sup>。これにより都市が美的になり、多くの住宅が騒音や煤塵から脱することが出来ると主張した<sup>33)</sup>。

一方で大屋は、1932（昭和7）年の堺市都市計画風致地区指定案と、1933（昭和8）年の大阪都市計画風致地区指定案の策定に携わった<sup>34)</sup>。世間では風致地区を、「史蹟地や天然記念物や名勝地の保存等と同じ観念で大いに厳格な意義の風致を以て對する」ものとして捉えがちであった<sup>35)</sup>。これに対し大屋は、「如何に軽い程度の風致でもこれを保存することが、都市全體の美的構成の上から必要であれば、これを指定し、保護を加へんとする」精神を大切にすべきだと主張した。これは、些細な自然であっても見逃さずに風致として保護し、これを第一とした都市開発の方法を重んじたためであった<sup>36)</sup>。

### 3. 総合大阪都市計画における公園計画と大屋霊城の計画思想との関連性

#### (1) 公園計画原案の審議および修正

1928（昭和3）年2月1日、都市計画大阪地方委員会の第二十三回において、街路・運河・下水道・公園および墓地に関する総合的な計画の原案が審議された。公園に関しては、面積三千坪以上の大公園33ヶ所、三千坪未満の小公園13ヶ所、公園道路13線が審議対象となった。これらの選定理由については、市域拡張に伴う人口増加が予測され、市民の衛生保安および教化に供する公園が現存するものだけでは賅えないとし、天然の風致、土地の現況、各種施設の計画など諸事情が考慮されて公園の配置が行われたとされた<sup>37)</sup>。1928（昭和3）年4月19日の都市計画大阪地方委員会第二十五回では、原案審議後の実地調査を終えた街路、公園および墓地、運河および下水道の各特別委員会が修正案を持ち寄り、さらなる議論と

修正が行われた。

公園および墓地の部の特別委員長である片岡安は、特別委員会による実地調査の報告とそこでまとめられた修正案とその理由について説明した。特別委員会は修正を加えた理由として、1) 公共施設と本計画が齟齬しないようにするため、2) 都市計画上適当と見られる部分は包含する方がよい、3) 工場経営の利用増進を図るために、原案にある公園の一部を犠牲にする必要があるため、4) 公園設置の事業実施を出来るだけ早く可能にするため、の四つの理由を挙げた<sup>38)</sup>。さらに希望条項として、大和川右岸付近に公園を設けてほしい旨、大阪の中核地に小公園を追加設置してほしい旨を挙げた<sup>39)</sup>。

公園の部においては、病院や学校などの公共施設に触れたり、港湾の計画が進んで邪魔になるといった理由から面積や位置が修正されたり、名称を変更したりと、さまざまな修正が行われた。公園道路については、第一号の外島公園が公園そのものを削除し附設公園道路を公園に置き換える修正が行われた。その理由は、該当地区に病院がありその移転計画があったものの、その移転が困難となり実現不可能となったためである<sup>40)</sup>。また第二十三号の帝塚山公園については郵便局敷地の一部が公園敷地にあたるとして、公園道路の一部が変更された<sup>41)</sup>。この結果、公園道路は全12線に計画変更されている。

以上から、原案審議の段階では天然の風致、土地の現況、各種施設計画などが考慮されて公園の配置が計画されたものの、公共施設や工場などの整備との整合や合理化に影響を受け、敷地の変更や縮小が行われたことがうかがえる。こうして修正された案は内務省で審議が行われ、1928（昭和3）年5月29日、総合大阪都市計画が内閣の告示をもって決定された。ここにおいて、大阪における公園計画が初の都市計画決定を迎えた（図-1）。

#### (2) 公園の配置と選定に関する方針

公園の配置と選定については、天然の風致、土地の現況、各種施設の計画などが考慮された、と理由書にある。その具体的な方針は、当時大阪市公園課長であった椎原兵市が示している（表-2<sup>42)</sup>）。これによると配置に関しては、北部および南部に二大公園を設けること、中公園には既設公園と距離を保ち防空施設を備えること、小公園は既設公園との有効半径を考慮することが必要だとされた。そして、天然の地形が優れた場所、名勝社寺、河川沿いの空間、土地取得が容易な場所を利用すべきだとし、土地利用に関する言及もなされた。

また、大中公園はなるべく公園道路により連絡を図ること、としている。椎原はこの公園道路について、「公園と公園とを連絡するために敷設された風致的な道路であり、市民の散歩やドライブに供用出来る実用と享樂の

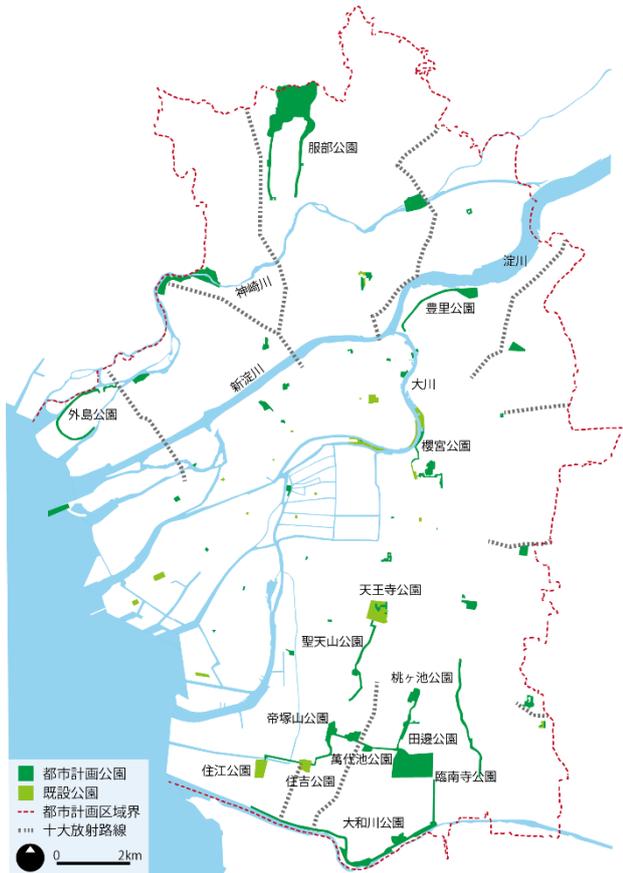


図-1 総合大阪都市計画（1928）にみる公園の配置  
（大阪都市計画図（1928）より筆者作成）

両使命を果たす美しい道路」と説明している。公園道路の計画は、わが国では大阪市の計画が最初のものであり、公園が系統的に配置された場合には、公園網として機能しその利用価値が増大することが期待された。

### (3) 公園計画に関する新聞記事の報道

原案審議が行われた翌日2月2日から7日にかけて、大阪朝日新聞で「新市にできる新公園」と題した、計画公園に関する連載記事が五回にわたって掲載された。各回において、大阪市の各地で計画された公園がどのように配置されたかといった説明がなされている。

たとえば、特徴のある土地利用がなされた公園については、天然の地形を利用した服部公園、名勝社寺を取り込んだ御勝山公園・臨南寺公園、河川敷を利用した神崎川公園・外島公園・百済公園、池沿いに設けた桃ヶ池公園・田邊公園・萬代池公園が紹介された（表-3<sup>43-46</sup>）。

公園道路は、北部については公園の前庭という位置づけが与えられた服部公園道路、東部は淀川および大川沿いを利用した豊里公園道路と櫻宮公園道路に関する紹介が行われた。南部については、公園道路により多種多様な公園がつながれ、それが大きな円を描く廻遊道路の構想が説明された。公園道路の具体的内容を表-4<sup>47</sup>)に示す。

以上から、計画公園の多くが大阪に現存する自然や地

表-2 公園の配置と選定に関する方針

- 一. 南北に二大公園を設けること
- 二. 中公園は既設公園と關聯して約半哩の距離を保ち且つ陸軍省希望の防空施設に必要な条件を備へること
- 三. 小公園は既設公園と關聯して約四分一哩の有効半径を有すること
- 四. 都市計畫路線若くは水路に沿ひ公園の保安的風致的効果を増大し得て交通の便利多き地點
- 五. 天然の地形優秀なるか既知の名勝社寺等を利用し得る地方
- 六. 成る可く地價低廉にして地區整理の目的に副ふこと
- 七. 現在空地なるか又は河川敷等に屬し、取得若くは使用の容易なる地點（但し小公園は人口稠密地帯と雖も不良住宅地區改良の意味を含むものは此の限りにあらず、又區劃整理の造成に伴ひ小公園の設置せらるゝ方面は除外せり）
- 八. 將來の發展を豫想して公園を必要と認め得る地點
- 九. 大中公園は成る可く公園道路を設け連絡を計ること

形特性を利用したものであり、また公園道路により連絡が図られたが、公園道路の多くで、河川の堤防敷や廢川敷、洪水敷、池の地物等、水辺の利用が認められた。

### (4) 総合大阪都市計画と大屋の計画思想との関連性

本章において整理した総合大阪都市計画における公園計画と照らし合わせ、大屋の計画思想がどのように反映されているかについて分析する。

大阪に現存する自然や地形特性を考慮した公園の計画は、都市に潜在的に存在する土地を公園として利用することの有用性を主張した大屋の思想との強い関連が認められる。また、大阪の特徴といえる河川およびその沿岸地を利用した公園の計画は、河岸地の公園の利用を評価した大屋の思想が反映したことが伺え、また一部の河岸地において計画された公園道路の計画も、大屋の思想との強い関連が見受けられる。

一方、都市全体スケールでの公園計画を考えた場合も、大屋の理想とする「放射分散式公園系統」の考えと強い関連が認められる。1928年の大阪都市計画図（図-1）を見ると、市の中心部には小中公園が分布し、都心から郊外に向かって放射路線が計画されている。郊外の大公園は、計画図においては北部の服部公園しか目立ったものは確認できないが、同時期に大阪府東部の山田公園・枚岡公園などの府営郊外公園の実現に向けて尽力している<sup>48)</sup>。以上から、都市計画大阪地方委員会技師および大阪府技師における職務のなかで、大阪において彼の理想とする公園系統の実現をはかろうとしたことが読み取れる。

## 4. 結語

本研究では、総合大阪都市計画における公園及び公園道路の計画策定に尽力した大屋靈城の計画思想を示した。

表3 新聞記事における公園の土地利用に関する記述

土地利用の分類	公園名	公園における土地利用（新聞記事原文の部分抜粋、下線は筆者による）
天然の地形を利用	服部公園	一帯が丘陵地で山あり、谷あり、原野あり、老松の並樹、常盤木森、日影の暖かいくぬぎ林、田畑……地形の變化にしたがって千變萬化 その間に點綴する孟宗竹の藪がまた美しい、さらに一段と景色を引き立たせるのは、數ヶ所の池である、いづれも廣さは四五千坪、紺碧の水をたゞへ夏はボートを浮かべるに足る、市ではこの地になるべく人工を加へず自然のままの風致を存する方針
名勝社寺の利用	御勝山公園（生野公園）	御勝山は大阪の陣に徳川秀忠の本陣になったことで知られてゐる、現在は史跡名勝天然記念物、地上二十尺ばかりの丘だが、 <u>全山を覆ふ松林は史跡としての『サビ』を止む</u> 、ちかごろまでここに府立農學校があり、こんどその敷地跡二萬七千坪が新に公園に指定されたのである、なほ南一町のところに名利舎利寺がある
	臨南寺公園（長居公園）	北部の服部公園に次ぐ大公園、敷地の西寄り古刹臨南寺ありその境内七千坪は榎、椎、楠など樹齡數百年にも達する巨木が枝を交へて春には時鳥が訪れる、森の一角を占める竹藪からは良質の筍がとれて『筍めし』はこの寺の名物、附近一帯は切花の栽培地として知られてゐる、市ではここに大植物園をもつくらう、時機を見て天王寺動物園を移轉させやう、三ヶ所の池は養魚場にしよう、十分の面積をとってアロットメントを經營し市民の希望に應じて耕作地の貸與をしよう、とそれぞれの注文をつけてゐる
河川敷空間の利用	神崎川公園	西淀川區加島町、神崎川左岸の堤防敷と洪水敷を利用した細長い帯状の公園で面積約十萬坪、 <u>一帯の芝地に松林が織り出されて風致を添へる</u> 、しかしこの公園の身上は『水』にある、猪名、藻の兩川を合せた神崎川の本流はこのあたりで急に水嵩を増し、兩岸をひたしてあたり一ぱいに横流する、 <u>その水郷の風物は却つてなまじひな人工を加へぬ方がよい</u>
	外島公園	西淀川區外島町で面積二萬坪、外島保養院がやがてどこかへ移轉するものとして同院跡を中央に、北は神崎川北流の左岸堤防を中島橋まで、南は同南流の右岸に沿うて西洲町の對岸まで『く』の字形に迂回する細長い公園である、 <u>目標は神崎川の長流と堤防の松並樹にあるから、まつ河岸公園といふべきもの</u>
	百済公園	昔は堤防の西側に櫓の並樹がつゞき一霜受けた秋の美観は『櫓堤』の名を恥しめなかつたさうだが、今では僅かにその名残を止めるのみ、市は将来この堤防に沿うて流れる池をも取り入れて類の少ない遊歩道公園にする計畫をたててゐる
池沿い空間の利用	桃ヶ池公園	桃ヶ池公園の二萬六千坪、長池を中心にする田邊公園の二萬三千坪、萬代池、大領池を包む萬代池公園などは池あつての公園でいづれも池に面した堤防敷が公園の生命、埋立は池の形を美的に直し、並樹、植込をほどよくあしらつて天晴池沼公園に新粧する
	田邊公園	
	萬代池公園	

表4 公園道路の計画に関する新聞記事での記述

公園道路の名称	公園道路の計画内容（新聞記事原文の部分抜粋、下線は河川空間の利用、筆者による）
服部	公園の表玄関として公園の南端中豊島村大字服部から堤防敷を利用して小曾根村大字長島住吉神社附近に至る延長約十五町、幅員約二十間の西公園道と、公園の東端豊津村大字榎坂から同じく堤防敷を利用して都市計畫道路の大道塚口線と連絡する幅十八間から四十一間、延長約十五間の東公園道がつくられる 前庭となる東西の兩公園道は廣いところで幅四十間近くもあり、幅二十七間のところでも中央に三間の川、左右へ各植込二間、散歩道一間半、芝生一間、車道三間、植込三間、歩道一間半づつといった割合で緑地を十分とるから道路がまるで公園のやうである
豊里（のち、城北）	東淀川區豊里三番町、東成區中宮、生江、赤川の各町に跨る淀川の廢川敷で現在は城北土地會社の所有地である、その敷地約四萬坪は滞水地で今のところでは廣場としての役にも立たぬ、この公園は淀川の堤防を利用して幅員十六間、延長十九町の公園道路によって毛馬公園と連絡する
櫻宮	櫻の宮公園の擴張（二萬二千三百坪）、大阪城公園（十七萬坪）兩公園をつなぐ公園道路なども計畫されてゐる
桃ヶ池	田邊公園をすぎ桃ヶ池公園に至る、その幅員が平均十間、長池、桃ヶ池などの池畔を通るからこれらの地物を利用して道路割を住宅一歩道一間半一車道四間一遊歩道二間一間半の植込を置いて池といふ風にかへる計畫である、その延長が約二十四町
田邊	
聖天山	幅員が平均十二間、中央に四間の車道を取り並樹を距て左右各一間半づつの遊歩道、植込、さらに一間半の歩道といふ設計になつてゐる、この道路は聖天山公園を通りぬけ、阿倍野神社をかすめて帝塚山公園に達する
帝塚山	路が二手に分れ、南下するものは住吉神社の前を過ぎ住吉公園を通り抜けて住吉新公園で大和川の大公園道路に連絡する
萬代池	帝塚山公園を東に出た公園道路は萬代池公園を貫き東北隅から臨南寺公園に入り、ここで大和川から来た公園道路に合流
大和川	大和川の公園道路は右岸の堤防と洪水敷を利用したもので幅員は十八間から三十間まで道路に沿うて川を上ると浅香の森と依羅神社に突き當る、對岸はこんもり繁つた浅香山の森林で川の水が豊富であればと思はせる、公園道路は矢田村大字枯木から北上し臨南寺公園の東南隅につながる

そのうえで、総合大阪都市計画の公園計画における公園配置および選定に関する方針の詳細について示し、大屋の公園系統に関する考えが、総合大阪都市計画の公園計画案にどのように反映されたかについて考察し、その関連を探った。本研究の主な成果は以下の通りである。

1) 大屋霊城の計画思想

大屋の公園計画思想について、いくつかの観点から考

察を行った。「過群都市の弊害と小公園の設置」について大屋は、敷地一杯に建物を建てずに都市の田園化・都市の緑化を目指すこと、および子どもの健康増進に寄与する小公園を過群都市の解決ツールとすることを重視した。「公園の系統」について大屋は、都市には公園用地が潜在的に存在しこれを自由空地として保存すること、河岸地を公園的に利用すること、ネットワーク機能とし

ての公園道路の重要性を主張し、日本の都市に最適な公園系統として放射分散式公園系統を挙げていた。また「都市美と風致」について大屋は、人工美と自然美を調和させることによる都市美の構成、カーブを考慮した道路系統による都市美の増生、建築物のセットバックによる空地の保存、些細な自然であっても風致として保護しこれを重んじた都市開発の方法、などを重視した。

2) 公園の配置・選定の詳細および計画の具体的な構想  
総合大阪都市計画の公園および公園道路の計画においては、既存の風致や河岸地など土地取得の容易な場所が、用地として選定される方針がとられた。そしてその方針が、天然の地形や名勝社寺、河川敷や池沿い空間を利用した公園計画案へ具体化されたことを明らかにした。

3) 大屋の計画思想と総合大阪都市計画との関連性  
大屋霊城の公園系統に関する計画思想と総合大阪都市計画公園計画案を照らし合わせた結果、大屋が主張した土地利用に関する考え方や、河岸地や水辺を公園道路として利用する考え方、および彼が日本の都市に最適だと考えた「放射分散式公園系統」の採用において、大阪の公園計画との間に深い関連性が認められた。具体的には、都市の未利用地や河岸地や名勝社寺など、都市には用地が潜在的に存在しそれらを公園や公園道路として利用すること、そして、市内に小中公園を分布させ、放射路線により郊外の大公園と結びつけるといったことが反映されていたことを示した。

謝辞：本研究において繁村誠人氏（NPO法人国際造園研究センター）には多大なご助言、ご協力をいただいた。ここに厚く謝意を表する。

#### 参考文献

- 1) 大阪公園協会：故大屋霊城博士年表、『公園』第二巻第一号（大屋霊城氏追悼号）、pp.67-74、1935年
- 2) 大阪市建設局 公園緑化部：新・大阪市緑の基本計画 みどりの魅力あふれる大都市・大阪~だれもが住みたい・働きたい・訪れたいと思う“みどりの都市”へ、p.4、12、2013年
- 3) 佐藤昌：日本公園緑地発達史（下）、都市計画研究所、pp.23-24、1977年
- 4) 清水正之：論客大屋霊城 初代の緑の都市計画家、ランドスケープ研究、pp.203-206、1997年
- 5) 橋爪紳也：大屋霊城の「花苑都市」構想について、第23回日本都市計画学会学術研究論文集、pp.493-498、1988年
- 6) 柴田昌美：大屋霊城の公園論と都市論—近代大阪都市計画のある未発の可能性—、紀要「大阪の歴史」44号、pp.73-97、1995年
- 7) 大阪朝日新聞、1922年10月11日、「過度の膨張に困る都市 欧米出張から帰った大屋技師の談」
- 8) 前掲1）、『公園』
- 9) 前掲7）、大阪朝日新聞
- 10) 大屋霊城：進め過群より花園へ（四）、『建築と社会』第六巻第四号、1923年
- 11) 前掲7）、大阪朝日新聞
- 12) 大屋霊城：将来の児童遊園、『社会事業』第十一巻第十一号、1928年

- 13) 大屋霊城：小公園問題と大阪（二）、『大大阪』第三巻第一号、1927年
- 14) 大屋霊城：小公園問題、『第一回全国都市問題会議録』、1927年
- 15) 大阪朝日新聞、1923年2月11日、「パークウェイとブルバール（Parkway&Boulevard）（一）」
- 16) 大屋霊城：自由空地を加味した都市改良、『建築と社会』第十巻第六号、1927年
- 17) 大屋霊城：公園設定の急務、『大大阪』第三巻第十一号、1927年
- 18) 大阪朝日新聞、1924年10月10日、「河川の公園的利用（下）」
- 19) 前掲15）、大阪朝日新聞
- 20) 大阪朝日新聞、1924年10月7日、「河川の公園的利用（上）」
- 21) 大阪朝日新聞、1923年2月15日、「パークウェイとブルバール（Parkway&Boulevard）（三）」
- 22) 大阪朝日新聞、1923年2月17日、「パークウェイとブルバール（Parkway&Boulevard）（四）」
- 23) 大屋霊城：公園及運動場、p.112、1930年
- 24) 前掲23）、公園及運動場、p.110
- 25) 前掲23）、公園及運動場、p.107
- 26) 前掲3）、日本公園緑地発達史（下）、p.24
- 27) 前掲23）、公園及運動場、pp.108-109、112-113
- 28) 前掲23）、公園及運動場、p.114
- 29) 大阪朝日新聞、1930年1月3日、「都市美とその開発」
- 30) 大屋霊城：都市風景の構成、『建築と社会』第十三巻第四号、1930年
- 31) 前掲30）、『建築と社会』
- 32) 前掲7）、大阪朝日新聞
- 33) 大屋霊城：都市風景の保存と開発、『大大阪』第六巻第四号、1930年
- 34) 前掲1）、『公園』
- 35) 大屋霊城：都市と自然愛護、『都市公論』第十五巻第一号、1932年
- 36) 大阪朝日新聞、1930年9月4日、「風致地区とは 指定とその効果（上）」
- 37) 都市計画大阪地方委員会：都市計画大阪地方委員会議事速記録第二十三回、pp.637-638、1928年2月1日
- 38) 都市計画大阪地方委員会：都市計画大阪地方委員会議事速記録第二十五回、p.674、1928年4月19日
- 39) 前掲38）、都市計画大阪地方委員会議事速記録、p.677
- 40) 前掲38）、都市計画大阪地方委員会議事速記録、pp.674-675
- 41) 前掲38）、都市計画大阪地方委員会議事速記録、p.676
- 42) 権原兵市：公園、『大大阪』第四巻第八号、1928年
- 43) 大阪朝日新聞、1928年2月2日、「新市にできる新公園（一）およそ水あり森ある所 家建つべからずの縄張 総面積二百五十萬坪の大計画」
- 44) 大阪朝日新聞、1928年2月3日、「新市にできる新公園（二）なまじひの人工は害の新淀川以北の水郷 配置される一列の公園系統」
- 45) 大阪朝日新聞、1928年2月4日、「新市にできる新公園（三）史跡の御勝山公園と美しい百済の遊歩道 小さいながら何れにも特徴」
- 46) 大阪朝日新聞、1928年2月5日、「新市にできる新公園（四）池が美観を添へる廿萬坪の臨南寺公園 大植物園設置の計画もある」
- 47) 大阪朝日新聞、1928年2月7日、「新市にできる新公園（五）公園から公園へ—つながらる廻遊道路 市民が慰楽の巷にならう」
- 48) 前掲1）、『公園』